

毎週火、金、日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県屋外広告物条例施行規則
鳥取県手数料徴収規則の一部改正

規 則

鳥取県屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

昭和三十七年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十号

鳥取県屋外広告物条例施行規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和二十五年二月鳥取県規則第七号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県屋外広告物条例(昭和三十

七年七月鳥取県条例第三十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(許可申請)

第二条 条例第三条第一項の規定による許可を受けようとする者は、様式第一号による許可申請書を知事に提出しなければならない。

(許可内容の変更の申請)

第三条 条例第四条の規定による許可を受けようとする者は、様式第二号による変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

(許可の基準)

第四条 条例第五条の規定による許可の基準は、別表のとおりとする。

(適用除外の広告物)

第五条 条例第十条第一項第四号に規定するはり紙又ははり札で規則で定めるものは、次のとおりとする。
一 はり紙でその面積が〇・一三平方メートル以下の

右のとおり屋外広告物の表示(掲出物件設置)をしたいので許可して下さるよう申請します。

昭和 年 月 日

申請人住所

氏名

鳥取県知事

殿

添付書類

- 一 形状、寸法、材料その他構造に関する仕様書
- 二 附近の見取図
- 三 意匠、色彩を表わす図面
- 四 表示し、又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときはそれらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類

様式第二号

屋外広告物内容変更許可申請書

申請人	住所	氏名
管理人	住所	氏名
変更工事施行者	住所	氏名
変更意匠設計者	住所	氏名
許可年月日	昭和 年 月 日	鳥取県受 第 号
変更しよとする物件	数量	
変更する事由		
変更工事	着手許可の日から	日以内
施工期間	完了	着手の日から

手数料	数量	単価	規格	区分	受付欄

右のとおり内容を変更したいから許可申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

申請人住所 氏名

印

添付書類(変更にかかるとものに限る。)

- 一 形状、寸法、材料その他構造に関する仕様書
- 二 附近の見取図
- 三 意匠、色彩を表わす図面
- 四 表示し、又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときはそれらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類

別表 許可基準

一般的基準

- 一 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)が環境に調和し、美観を妨げないこと。
- 二 広告物等の設置、施工等の方法が不完全なため、

風雨、衝動等によつて容易に倒壊、剝離、破損、落下等のおそれのあるものでないこと。

- 三 広告物等の正面、側面等に支柱等が突出しないこと。
- 四 広告物等がへい又は垣の上端をこえないこと。
- 五 広告物等がへい、垣又は建築物の壁面に占める面積が、当該へい、垣又は壁面の面積の二分の一以上でないこと。

積が、当該へい、垣又は壁面の面積の二分の一以上でないこと。

六 広告物等(アーチ、横断幕を除く。)が道路上に突出しないこと。

ただし、歩道の場合は路面から二・五メートル以上の高さに、車道の場合は路面から四・五メートル以上の高さに表示し、又は設置するときは、〇・五メートル以内限り側溝又は路肩の上に突き出すことができる。

七 道路等の沿線に建てる広告物等については、道路等からの距離及び広告物等の相互間の間隔が、家屋連たん区域を除き、一〇〇メートル以上であり、かつ、広告物の表示面積が三〇平方メートル以下であること。

ただし、知事が支障がないと認めるときはこの限りでない。

個別的基準

一 広告板及びはり札

1 立看板については、表示面積が二・〇平方メートル以下であること。

2 電柱又は街灯柱に取り付ける広告板は、横〇・五メートル縦一・二メートル以下であること。

3 電柱又は街灯柱に巻き付ける広告板は、地上二・五メートルから三・五メートルまでの範囲内に掲げること。

二 広告幕

1 横断幕は高さが地上五・〇メートル以上であり、幕の幅が一・〇メートル以下であること。

2 垂幕は、幅が一・〇メートル以下であり、長さが一・〇、〇メートル以下であること。

三 電柱及び街灯柱広告

電柱及び街灯柱広告は、地上一・五メートルから三・五メートルまでの範囲内に表示すること。

四 アーチ

アーチの幅は一・五メートル以下であること。

五 アドバルーン

アドバルーンに吊り下げる広告物は、ネットを用いて取り付けること。
六 照明広告
照明広告は、昼間においても美観を害しないものであること。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別表一中「百三十六

肥料登録更新手数料

肥料取締法第四条第一項第三号の肥料に係るもの

同項第四号の肥料に係るもの

家畜商免許証書換交付手数料

家畜商免許証再交付手数料

「百三十六

肥料登録更新手数料

肥料取締法第四条第一項第三号の肥料に係るもの

同項第四号の肥料に係るもの

家畜商講習手数料

昭和三十七年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十一号

鳥取県手数料徴収規則の一部改正

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則

第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「各種試験及び検査手数料」を「各種試験、

検査及び講習手数料」に改める。

二百五十円

五百円

五百円

七百元

二百五十円

五百円

五百円

百三十七
百三十八

家畜商免許証書換交付手数料
家畜商免許証再交付手数料

百 円
二百 円

「百九十七

二級技能検定手数料

第一次試験

第二次試験

建築 大工

板 金 工

左 官

建 具 工

家 具 工

木工塗装工

四 百 円

千 円

七 百 円

千 三 百 円

千 三 百 円

千 三 百 円

千 三 百 円

「百九十七

二級技能検定手数料

第一次試験

第二次試験

建築 大工

板 金 工

四 百 円

千 円

七 百 円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

左	建	家	木	建
官	具	具	工	築
	工	工	塗	塗
			装	装
			工	工

千三百円	千三百円	千三百円	千三百円	千五百円
------	------	------	------	------

昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 (定価) 一部月毎二五〇円(送料共) 所 県